

避難行動要支援者名簿について

近年、自然災害の頻発化やその規模の大きさが問題視されており、特に高齢者や障がい者など、自ら避難することが困難な方々への支援が重要視されています。

そのため、本町では災害対策基本法第 49 条の 10 に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、その情報を自治会又は町内会及びその自主防災組織、民生委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会、倉敷警察署、消防署及び早島町消防団へ提供します。

これまでは本人の同意を得た上で名簿情報を提供していましたが、今年度からは、より包括的な支援体制を構築することを目的とし、早島町避難行動要支援者名簿の名簿情報の提供等に関する条例の第 3 条に基づき、原則、本人から特に申出がない限り提供する方式へ変更します。

■名簿に掲載される主な方は以下のとおりです。

- ・ 70 歳以上のみで構成される世帯
- ・ 要介護 3 から 5 に認定された者
- ・ 身体障害者手帳 1 級又は 2 級を所持する者
- ・ 療育手帳を所持する者
- ・ 精神障害者保健福祉手帳を所持する者
- ・ 妊婦及び 3 歳児未満の乳幼児
- ・ 自ら又はその法定代理人等から避難行動要支援者としての取扱いの申出を受け、町長が認めた者

今後、名簿情報については、年 1 回の更新に加え、住所変更や死亡等の情報を定期的に反映することで、実態と名簿情報の乖離を最小限にすることとします。

なお、提供された名簿情報は、災害対策基本法に基づく避難支援等の目的以外には使用できません。名簿管理者及び情報取扱者を定め、個人情報保護措置を徹底しています。

ご自身の情報提供を希望されない方は、健康福祉課窓口に申し出るか、町ホームページ上の早島町避難行動要支援者名簿登載者不同意申出書（様式）に必要事項を記入の上、健康福祉課に提出してください。

問い合わせ先

総務課：086-482-0611

健康福祉課：086-482-2483

早島町避難行動要支援者名簿の名簿提供に関するスキーム

A 個人情報保護条例上の実施機関である町長の権限に属する事務（町長部局）につき保有する個人情報ファイル

(ア)住民基本
台帳(イ)要介護
ファイル(ウ) 障害者手
帳ファイル(エ) 療育手帳
ファイル(オ) 精神障害者保
健福祉手帳ファイル(カ) 自立支援医療
受給者証ファイル(キ) 障害福祉サー
ビス受給者証ファイ
ル(ク) 特定医療費（指定
難病）受給者証ファイル(ケ) 母子手帳ファ
イル(コ) その他避難支
援等を必要とする者
からの申出ファイル(サ) 避難支援等関
係者からの申出ファ
イル

B から

災害の発生に備えた平時における避難行動要支援者名簿の提供

毎年6月に広報紙及びHPに避難行動要支援者名簿提供の制度を周知（規則第6条）

当該年の7月末日までに・・・

1 特に申出がない者

2 上記ファイルに該当するが避難支援等を希望しない者（条例3条1項ただし書き）

避難行動要支援者名簿登載者不同意申出書（規則6条1項）

同意を得ることなく避難行動要支援者名簿に登載（条例3条1項）

避難行動要支援者名簿から除外（条例3条1項ただし書き、規則6条1項）

当該年の9月を目途に提供又は更新

3 上記1の申出がない者が、後日に至り、避難支援等を希望しない場合（規則6条第2項）

避難行動要支援者名簿登載者不同意申出書（規則6条1項）

（既に関係団体に名簿を提供している場合）（規則6条第3項）

避難行動要支援者名簿登載者抹消通知書→団体等へ

後日に至り、避難行動要支援者の取扱いを希望する場合→上記4の手続へ（条例3条2項、規則6条4項）

4 上記2の後日に至り、避難行動要支援者の取扱いを希望する場合（条例3条2項、規則6条4項）

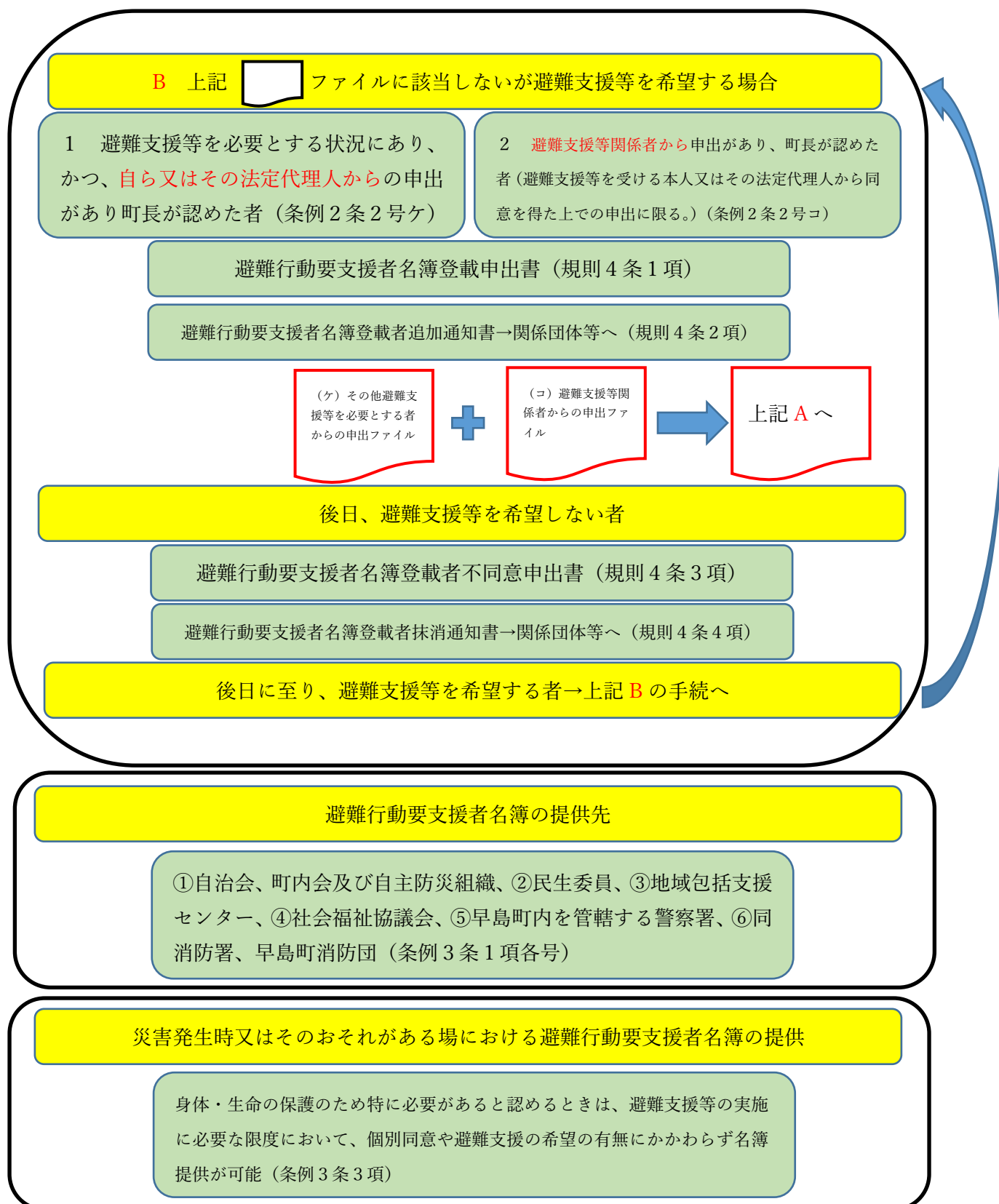
～条例施行前における避難支援の非希望者からの当該取扱希望を含む～

避難行動要支援者名簿登載者同意申出書（規則6条4項）

（既に関係団体に名簿を提供している場合）（規則6条5項）

避難行動要支援者名簿登載者追加通知書→団体等へ

後日に至り、避難行動要支援者の取扱いを希望しない場合→上記3の手続へ（規則6条6項）



避難行動要支援者名簿で提供する名簿情報

避難行動要支援者の①氏名、②生年月日、③性別、④住所又は居所、⑤電話番号その他の連絡先、⑥避難支援等を必要とする事由又はその実施に関し町長が必要と認める事項（条例3条4項）

避難行動要支援者名簿の様式等

早島町避難行動要支援者名簿（条例3条5項、規則7条1項）

書面にて提供（条例3条5項）

団体等が活動若しくは事業を行い、担当し、又は管轄する区域ごとに作成（規則5条、同7条2項）

原則毎年1回更新（規則10条1項）、更新前名簿と引換えに更新名簿を提供（規則10条2項）

避難行動要支援者名簿の情報の取扱いに関する協定の締結

①提供する名簿の部数、②名簿情報の対象者が居住する区域、③名簿情報の提供及び閲覧の制限に関する事項、④名簿情報の管理の方法に関する事項、⑤名簿情報の漏えい、紛失、毀損若しくは改ざんが発生し、そのおそれを知った場合の措置、⑥その他町長が必要と認める事項（条例4条1項各号）

避難行動要支援者の情報の変更

避難行動要支援者名簿登載事項変更申出書（規則8条1項）

避難行動要支援者名簿登載事項変更通知書→関係団体等へ（規則8条2項）

避難行動要支援者名簿に係る名簿管理者及び情報取扱者の届出

名簿管理者：避難行動要支援者名簿に係る一の名簿ごとに当該団体の構成員から1人（条例4条2項、規則9条1項）

情報取扱者：避難支援等を行う上で真に必要な者（必要な理由を付して）（条例4条2項、規則9条1項）

避難行動要支援者名簿管理者（情報取扱者を含む。）等届（規則9条2項）

避難行動要支援者名簿管理者等変更届（条例4条3項、規則9条3項）

名簿情報被提供者における名簿情報の漏えい防止のための措置

条例4条1項の規定による協定に基づく、名簿情報の漏えい等の防止のための必要な措置（条例5条）

名簿情報被提供者に対する管理状況の確認等

四半期に1回の確認又は報告の求め（条例6条1項、規則11条）

不適切な管理、指示への不改善への利用停止、名簿回収（条例6条2項）

名簿情報被提供者における利用及び提供の制限

名簿情報のみだりな複写、複製及び目的外利用・提供の禁止（条例7条）

名簿情報被提供者の守秘義務

正当な理由なく知り得た情報の漏えい禁止（条例8条）

名簿情報被提供者における個人情報漏えい等の対応

漏えい、紛失、毀損、改ざんの発生又はそのおそれがあった場合（条例9条）

①町長へ直ちに報告

②自らの責任と負担において必要な対応を行う

③原因、調査結果、原状回復状況、再発防止対策等を書面報告

早島町避難行動要支援者名簿の名簿情報の提供等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）の規定に基づく避難支援等関係者に対する早島町避難行動要支援者名簿の名簿情報の提供等に関し、平常時における名簿情報の提供に係る要件の特例その他の必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 法第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 避難行動要支援者 早島町に居住する次に掲げる者をいう。
 - ア 70歳以上の者のみで構成される世帯に属する者
 - イ 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき要介護状態にある者のうち、要介護3から同5までのいずれかに該当すると認定されたもの
 - ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づき交付された身体障害者手帳1級又は2級を所持する者
 - エ 岡山県の定めるところにより交付された療育手帳を所持する者
 - オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づき交付された精神障害者保健福祉手帳を所持する者
 - カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき交付された自立支援医療受給者証（精神通院医療）又は障害福祉サービス受給者証を所持する者
 - キ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づき交付された特定医療費（指定難病）受給者証を所持する者
 - ク 妊婦（規則に定める者をいう。）及び3歳児未満の乳幼児

ケ アからクまでに該当しないが、避難支援等を必要とする状況にあり、かつ、自ら又はその法定代理人等から避難行動要支援者としての取扱いの申出を受け、町長が認めた者

コ アからクまでに該当しないが、第7号に定める避難支援等関係者から避難行動要支援者として取扱いの申出を受け、町長が認めた者（避難行動要支援者としての取扱いを受ける本人又はその法定代理人等から同意を得た上で当該申出を受けたものに限る。）

- (3) 避難支援等 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (4) 名簿 法第49条の10第1項の規定に基づき作成した避難支援等を実施するための基礎となる早島町避難行動要支援者名簿をいう。
- (5) 名簿情報 法第49条の10第2項の規定に基づき、名簿に記載又は記録された避難行動要支援者に係る情報をいう。
- (6) 早島町地域防災計画 法第42条第1項の規定に基づき、早島町防災会議が作成する計画をいう。
- (7) 避難支援等関係者 避難支援等の実施に携わる関係者として、早島町地域防災計画に定める者をいう。

(名簿情報の提供)

第3条 町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、次の各号に掲げる団体、委員又は機関（以下「団体等」という。）に対し、名簿情報を提供することについて、避難行動要支援者への個別の同意を得ることを要しない。ただし、規則で定めるところにより避難支援等を希望しない者からその旨の申出があった場合（避難支援等を希望しない者の法定代理人等から当該申出を受けたものを含む。）は、名簿情報からその者の情報を除外する。

- (1) 早島町内において形成された自治会又は町内会及びその自主防災組織

で、町長がその成立を認めるもの

- (2) 民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づき早島町の区域内に置かれた民生委員
 - (3) 介護保険法に基づき早島町に設置された地域包括支援センター
 - (4) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づき早島町の区域内において事業を行う社会福祉協議会
 - (5) 警察法（昭和29年法律第162号）に基づき設置された早島町内を管轄する警察署
 - (6) 消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づき設置された早島町内を管轄する消防署及び早島町消防団条例（昭和59年早島町条例第10号）に基づき設置された早島町消防団
- 2 前項ただし書の規定により避難支援等を希望しない者からその旨申出があった場合において、後日に至り、その者が避難行動要支援者としての取扱いを希望する場合（避難行動要支援者としての取扱いを希望する者の法定代理人等から当該申出を受けたものを含む。）、町長は、避難行動要支援者として取り扱う。
- 3 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者への個別の同意や避難支援等の希望の有無にかかわらず名簿情報を提供することができる。
- 4 前3項の規定により提供することができる名簿情報は、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先及び避難支援等を必要とする事由並びに避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項とする。
- 5 前項の情報の提供は、規則で定めるところにより作成する名簿を書面で提供することにより行う。

(名簿情報の取扱いに関する協定の締結等)

第4条 町長は、前条第1項の規定により団体等に対し名簿情報を提供しようとするときは、原則、名簿情報の提供を受ける団体等との間において、次に掲げる事項を定めた名簿情報の取扱いに関する協定を締結する。なお、当該締結を行わない団体等に対しては、町長は、名簿情報を提供しないことができる。

- (1) 提供する名簿の部数（名簿の部数が複数の場合は、その必要な理由）
- (2) 提供する名簿情報の対象者が居住する区域
- (3) 名簿情報の提供及び閲覧の制限に関する事項
- (4) 名簿情報の管理の方法に関する事項
- (5) 名簿情報の漏えい、紛失、滅失、毀損若しくは改ざん（以下「漏えい等」という。）が生じ、又はそのおそれがあることを知った場合における措置
- (6) 前各号に掲げるもののほか、名簿情報の管理に関し町長が必要と認める事項

2 前項の規定により協定を締結する団体等は、協定の締結と併せて、町長に対して、提供を受けた名簿情報を管理する者（以下「名簿管理者」という。）及び名簿情報を取り扱う者（以下「情報取扱者」という。）を届け出なければならない。

3 第1項の規定により協定を締結した団体等において名簿管理者及び情報取扱者に変更があった場合は、直ちに町長にその旨を届け出なければならない。

(名簿情報漏えいの防止のための措置)

第5条 第3条第5項の規定により名簿情報の提供を受けた者（以下「名簿情報被提供者」という。）は、前条第1項の規定による協定、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、当該提供を受けた名簿情報の漏えい等の防止のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(名簿情報に係る管理状況の報告等)

第6条 町長は、提供した名簿情報に係る管理状況を確認するために必要がある

と認めるときは、名簿情報被提供者に対し、当該名簿情報の管理状況に関する報告を求め、又は当該団体等の事務所等に立ち入り、当該名簿情報の管理状況を検査することができる。

- 2 前項の規定による報告、検査等を踏まえ、提供した名簿情報の管理実態等が不適切であり、必要な指示を行ったにもかかわらず改善が見られないときは、町長は、当該団体等に対し名簿情報の利用の停止を指示し、又は当該団体等から名簿情報を回収することができる。

(利用及び提供の制限)

第7条 名簿情報被提供者（その者が団体又は機関である場合にあってはその役員、職員その他情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者を含む。以下同じ。）は、名簿情報をみだりに複写し、又は複製してはならず、また、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために当該名簿情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(守秘義務)

第8条 名簿情報被提供者は、法第49条の13の規定により、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(個人情報の漏えい等の対応)

第9条 名簿情報被提供者は、当該名簿情報の漏えい等が生じ、又はそのおそれがあることを知ったときは、町長に対し、直ちに報告し、自らの責任と負担において必要な対応を行うとともに、それに至った原因、その調査の結果、原状回復等の状況、再発防止対策等について書面で報告しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前においてなされた避難支援等を希望しない旨の申出は、第3条第1項ただし書きの申出とみなす。